

大阪市監査委員	足 高 将 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 9 月 11 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

先に、住之江区住吉川地域社会福祉協議会（以下「当該地域社協」という。）の高齢者食事サービス事業への市補助金について、調査の結果、一部約 250 万円が目的外流用として市に返還された。ところが、さらに当該地域社協への他の補助金についても資料等を検討した結果、要綱に反して違法な委託契約により長年にわたり補助金を受給していること等が判明した。また、同一人物が約 20 年にわたり会長を占めている住吉川連合地域振興町会（以下「当該連合」という。）への市補助金等についても、当該連合の経費から支出されているものを補助金で支出したとして補助金実績報告に記載している等不正に受給していることが判明した。

それらの詳細説明は以下のとおりである。

(1) 地域振興活動補助金（平成 18 年度 542,080 円、19 年度 583,200 円）

区を通じて区地域振興会に交付され、区地域振興会から各連合へ振込まれるが、当該連合の会長が独占管理している。

当該連合の決算書の収入欄に計上しているが、支出欄に記載がなく、虚偽実績報告で違法である。運動会、敬老会等のイベント経費は、当該連合及び地域社協の費

用で賄われている。補助金の詳細な記載もなく、使途不明である。

(2) 生涯学習ルーム事業委託料（平成 18 年度 78,000 円、19 年度 20,288 円）

区長と生涯学習ルーム委員長（＝当該連合の会長）と委託契約を結び、委員長口座へ振込まれ、各年度一律 78,000 円である。

当該連合の決算書に収入の計上がない。生涯学習ルーム委員会の収支報告もない。当該連合の役員らは何も知らされていない。19 年度は 57,712 円が余剰金として市に返戻されている。

(3) 小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業委託料（平成 18 年度 200,000 円、19 年度 200,000 円）

区長と代表者（＝当該連合の会長）との委託契約で、代表の口座に振込まれ、会計担当者もなく会計報告もない。当該連合の会長が独占管理しており、関係者も実態を知らない。

市への実績報告中、「ふれあいサンデー」は、NPO 法人の行事であり、NPO 会計から 262,655 円が支出されている。すべて領収書の添付がない。

(4) 老人憩の家運営補助金（平成 18、19 年度合計 2,628,000 円）

会館運営委員長（＝当該連合の会長）口座に振込まれ、各会館に年 438,000 円（×3 館）である。

平成 17 年度までは、補助金が、当該連合の決算書の収入欄に 438,000 円計上されるなどしていたが、18 年度以降は計上がない。市への実績報告はなされているが、当該連合の会長や女性部長の経営する業者の領収書等不適正なものが添付されている。また、カラオケ設備への 250,000 円が毎年支払われているが、憩の家運営費とは言えない。

ア 住吉川社会福社会館老人憩の家

平成 20 年 3 月 28 日付けの障子代 117,991 円の領収書は高額であり、年度末ぎりぎりの領収書発行も不審である。カラオケ設備一式への支出は運営費ではない。

イ 住吉川東部社会福社会館老人憩の家

平成 18、19 年度ともに会館の諸経費はすべて会館の収入で賄っており、市への実績報告は虚偽である。会館ごとの決算報告書のとおり、会館使用料収入もあり、繰越金だけでも毎年市の補助金を上回っている。当該連合の決算報告書に補助金収入も計上されておらず、補助金の実態はすべて不明である。光熱水費は会館会計から自動引き落としになっている。カラオケ設備一式は目的外支出である。

ウ 西加賀屋会館老人憩の家

当該連合の一つの町会が使用する会館として唯一独自に補助金が出ている。しかし、当該連合には一切報告がない。どういう位置付けか不明である。

(5) 地域ネットワーク委員会活動補助金（平成 12～19 年度合計 ネットワーク推進

委員報酬 9,600,000 円、18、19 年度合計 運営費 1,163,059 円)

市の地域ネットワーク委員会活動補助要綱（平成 19 年度からは地域福祉活動推進事業補助金交付要綱）に基づき交付され、推進員契約は「契約期間は 1 年を超えないもの」と定められているが、過去 8 年間、会長が独断で選任した同一人物である。明らかに違法契約であり過去に遡って取消し、返還されねばならない。

平成 19 年 6 月 1 日執行の秘湯郡上温泉、奥美濃周遊満喫の旅へのネットワーク委員会からの 37,779 円支出は、地域ネットワーク委員会活動補助要綱交付金基準に反し、目的外支出であり返還すべきである。また、平成 17 年執行の蒲郡温泉・愛知万博の旅へのネットワーク委員会からの支出も同様に目的外支出であり返還すべきである。

平成 18 年度の補助金支出について、市への実績報告書記載の支出内訳（通信運搬費、会館使用料、光熱費、電話料金）は、会館費用で負担しているものであり、実際には負担の必要がなく虚偽報告である。また、これに添付された領収書は架空又は虚偽と考えられる。19 年 4 月 18 日付けの領収書 2 点の発行元は、当該連合及び地域社協の会長兼ネットワーク委員長経営の設計事務所であり、ファイル 20 人分、コピー代等の支払先ではない。同じく 5 月 8 日付けの同じ設計事務所発行の啓発ポスター代の領収書も不適正である。

さらに、19 年 3 月 31 日付け領収書 3 点は、発行元が当該地域社協の会長のものであり、ネットワーク委員会から当該地域社協の会長に会館使用料、光熱費、電話料が支払われているが、いずれも会館独自の会計から支出されているため、ネットワーク委員会から出費の必要がないものである。したがって、虚偽の支出報告であり領収書である。19 年 3 月 31 日付け会議用お茶代、延べ 243 人分 23,814 円の領収書はネットワーク委員兼当該連合の女性部長自営の果物店のものであり、お茶の販売は不自然である。虚偽の領収書である。

(6) 小地域ネットワーク活動推進事業交付金（平成 18 年度 250,000 円）、地域福祉活動推進事業補助金（平成 19 年度 218,000 円）

実績報告書によれば、さくらカーニバル、エコフェスタ参加費、ふれあい餅つき大会等他の支出と重複している。ふれあい餅つきは、はぐくみネットからも支出している。使途詳細は不明で、領収書の添付もない。実績報告書の支出内訳は、光熱費、会館使用料であるが、会館経費は会館会計から支出され、地域団体の事業は出費の必要がない。したがって、虚偽報告である。

上記不正受給の補助金の返還請求額は、少なくとも（1）から（6）の合計 15,482,627 円に上り、市の損害である。

市からの多種多様の補助金等を、当該連合及び地域社協の会長等を兼任する同一人物が長年にわたり事実上独占的に管理することが、誤った信頼関係にもたれて緊

張感を欠き不透明な会計処理を招く結果になっているが、交付された補助金が根拠要綱を順守し適正に支出されているかをチェックすることは、補助金交付担当局をはじめ、市の関係者の重大な責務である。

本来、市は申請内容や実績報告について厳しくチェックし、要綱を守るよう監督監理する責務があるところ今日までそれを怠り、市に甚大な損害を生じさせている。

請求人らは監査委員に対し、以上特定した補助金の不正受給について精査のうえ、さらに遡って監査を行い、市長に対して違法不当に支出された補助金の交付を取り消し、市に生じた損害の賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使する等、関係者らに必要な措置を講ずるよう勧告を行うことを求める。

なお、住民監査請求の要件である1年の期間を徒過したものもあるが、市長が是正措置を怠っていることから、期間制限を受けない。あるいは、関係資料が公開されておらず、最近入手できたものであり、1年を超えたものに正当な理由がある。

上記虚偽報告の補助金分の使途詳細は地域の役員らにも帳票等が公開されず、その実態を知ることができない。監査委員が帳票類の調査はもとより、実際の資金の管理について詳細に監査し、公金の使途について市民に公表するよう強く要望する。

事実証明書・当該連合、当該地域社協に交付される補助金等一覧表

- ・平成 18、19 年度の地域振興活動補助金について市への報告と当該連合の収支
- ・生涯学習ルームの委託契約書、精算報告書（平成 19 年度）
- ・はぐくみネット事業委託契約書、精算報告書（平成 19 年度）
- ・平成 18、19 年度の老人憩の家（3 館分）運営補助金の実績報告書、連合の決算報告
- ・地域福祉活動推進事業補助金交付要綱、「ネットワーク委員会」支出関係資料

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

本件請求は、住之江区住吉川に係る各種の地域補助金等（下表参照）について、本市職員等が申請内容や実績報告等のチェックを怠るなど、注意義務に反した違法不当な公金の支出（精算）があったとしてなされたものと解される。

・地域振興活動補助金	平成 18、19 年度
・生涯学習ルーム事業委託料	平成 18、19 年度
・小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業委託料	平成 18、19 年度
・老人憩の家運営補助金	平成 18、19 年度
・地域ネットワーク委員会活動補助金 （19 年度は、地域福祉活動推進事業補助金）	平成 12～19 年度
・小地域ネットワーク活動推進事業交付金 （19 年度は、地域福祉活動推進事業補助金）	平成 18、19 年度

（1）監査請求期間の制限の適用

本件請求で問題とされている支出（精算）については、平成 19 年度分の精算を除き、既に 1 年の住民監査請求期間を経過している。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

請求人は、期間徒過の正当理由について、「関係資料が公開されておらず、最近入手できたものであり、1 年を超えたものに正当な理由がある。」と主張しているが、当該支出（精算）は、公然となされ、情報公開請求等によれば、支出（精算）の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから、支出（精算）後 1 年を経過しているものについては、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。

したがって、平成 19 年度分の地域補助金等（以下「本件地域補助金等」とい

う。)の精算について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件地域補助金等について、請求人の主張する事由から、本市職員等による違法不当な公金の支出(精算)があったか否か。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成20年10月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、当該連合の決算一覧及び各会館の収支報告一覧(4館)を添付した「9月11日提出の住吉川補助金に関する住民監査請求・請求人意見陳述にあたって」文書、「住吉川社会福祉協議会会則」及び「住吉川社会福祉会館(東部・西部)老人憩いの家・運営委員会規定」の提出がなされた。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・補助金の使途について、受領者の帳簿に記載があるので不正はないとの判断はしないでほしい。
- ・補助金の領収書があればよいものではなく、架空なものがないか等きっちりと調査してほしい。

3 監査対象局の陳述

平成20年10月21日に市民局、健康福祉局、教育委員会事務局、住之江区役所を監査対象局とし、市民局長、健康福祉局長、教育長、住之江区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金の根拠規定

法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。また、本市においては、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号、平成18年4月1日施行)を定めており、その主な内容は、次のとおりである。

ア 目的等

この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関

する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

イ 補助金等の交付の決定

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

ウ 補助金等の額の確定等

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

エ 取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

オ 返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(2) 本件地域補助金等の概要等

ア 地域振興活動補助金

(ア) 地域振興活動補助金交付要綱（平成 19 年 6 月 12 日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

A 目的

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う本市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として

取り込まれる事業に対し補助金を交付する。

B 対象経費等

補助対象事業は、コミュニティづくりに関する事業、その他地域の活性化につながる事業等であり、市の補助金を受けている事業、営利を目的とする事業等は補助対象としないとされている。

補助対象経費は、報償費、印刷製本費、消耗品費等とされ、地域振興会会員に対する報償費や見舞金等の交際費は、補助対象とならないとされている。補助率は、補助対象経費の総額の3分の2を上限とし、補助金額の上限は予算の範囲内で、区地域振興会、当該年度4月1日現在組織を構成する連合数、振興町会数及び推定世帯数等に各活動単位ごとの単価（区が1,500,000円、1連合当たり50,000円、1振興町会当たり15,000円、1世帯当たり50円）を乗じた金額とする。

C 取消し、返還

市長は、補助金の交付決定を通知した後、申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合や補助事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付内容又はこれに付した条件その他法令、補助金規則に違反した場合は、補助金交付決定を取消し、補助金の全部又は一部を変更することができることとし、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

D 実績報告

補助金の交付を受けたものは、事業が完了したときは、事業の実績について事業完了後10日以内に地域振興活動補助事業実績報告書に、補助事業実績報告書、補助事業収支決算書、領収書等使途のわかるものの写し等を添えて市長に報告しなければならない。

E 補助金額の確定等

市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域振興活動補助金確定通知書により、当該事業者へ通知しなければならない。また、市長は、申請者に対し必要に応じて立入検査を行うことができる。

(イ) 手続の概要

申請、交付手続は、平成19年7月18日に住之江区地域振興会の会長が、市長あてに事業計画書、事業予算書を添付した補助金申請書（補助申請金額は、

7,818,000 円) を提出し、本市(住之江区役所)が審査のうえ、平成 19 年 7 月 23 日に交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

各連合への補助金は、区地域振興会の会長から世帯数や町会数によって配分され、当該連合へは、583,200 円が交付されていた。

事業実績報告は、平成 20 年 3 月 31 日に区地域振興会の会長が、市長あてに事業報告書、事業決算書(市補助金収入 7,818,000 円、市補助金支出 7,818,000 円)、各連合が行った事業別の決算書が添付され、補助金額 7,818,000 円の実績報告書が提出されていた。

当該連合分については、当該連合運動会決算書(収入:市補助金 273,330 円、その他収入 1,649,304 円の合計 1,922,634 円、支出:事業費合計は、1,922,634 円であり、補助対象経費は、419,022 円のうち、補助金額は、273,330 円)及び当該連合高齢者のつどい決算書(収入:市補助金 309,870 円、その他収入 157,930 円の合計 467,800 円、支出:事業費合計は、467,800 円であり、補助対象経費は、467,800 円のうち、補助金額は、309,870 円)が添付されていた。なお、地域振興活動補助金確定通知書(補助確定金額 7,818,000 円)は、平成 20 年 4 月 28 日に市長が、区地域振興会長あてに通知していた。

(ウ) 補助金の交付実績

平成 19 年度の当該連合に対する交付実績は、583,200 円である。

(エ) 関係機関の役割

区地域振興会が本市に補助金の交付申請を行い補助金の交付を受けた後、各連合へ世帯数や町会数で配分し交付する。実績報告書は、区地域振興会において各連合が行った事業報告書、事業決算書、各連合が行った事業別の決算書等を取りまとめて市(住之江区役所)に提出していた。

(オ) 区地域振興会

大阪市地域振興会組織要綱(昭和 50 年 3 月 29 日制定)によると、区地域振興会は、区内の連合振興町会をもって構成され、連合振興町会及び大阪市地域振興会との連絡調整を図り、事業の計画、推進、助成にあたることを任務とされている。

(カ) 特記事項

事業実績報告の審査は、要綱に基づいて領収書の写し等との照合を行っているが、当該連合の決算書は本市から提出を求めているものではなかった。

イ 生涯学習ルーム事業委託料

平成 19 年度は、教育委員会が事業を主管し、運営は各区が行い、各区が各生涯学習ルーム運営委員会に業務委託していた。

(ア) 生涯学習ルーム事業実施要綱(平成元年 4 月 1 日制定)

要綱の主な内容は、次のとおりである。

A 趣旨

生涯学習ルーム事業は、市内の小学校の特別教室等諸施設を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動や交流活動の場を提供するとともに、身近な講座等の開催を通じて、学習機会の提供を行い、地域における生涯学習活動の拠点としての役割を果たし、もって、生涯学習の推進及びコミュニティづくりに寄与することを目的として実施する。

B 運営形態

この事業は教育委員会が主管し、その運営については各区が行う。各区は、ルームごとに設置された運営委員会に事業の管理・運営を委託して実施する。ただし、基本備品の整備は教育委員会が行い、その財産の所有権は、本市に属するものとする。

C 事業内容

運営委員会は、趣旨に基づき、関係法令等を遵守し、講座等の開催、自主的な文化・学習活動や交流の場の提供の事業を行う。

D 本市が負担する経費

運営委員会に対する運営上必要な活動費、消耗品購入経費、管理運営にあたる管理指導員の活動費、事業運営費、主催事業の講師謝礼金の経費については、定額を本市が負担する。

(イ) 小学校生涯学習ルーム運営委員会設置要綱

要綱の主な内容は、次のとおりである。

A 趣旨

この要項は、生涯学習ルーム事業の円滑な運営を図るため、運営委員会について必要な事項を定める。

B 事務局

運営委員会の事務局は当該学校に置く。

C 構成

運営委員会は、地域諸団体、学校の代表者、生涯学習推進員、管理指導員等で構成し、委員長、会計等の役員を置く。

D 任務

運営委員会は、自主的な文化、学習活動や交流の場の提供、運営費等の管理執行、精算報告等の任務を行う。

(ウ) 生涯学習ルーム事業委託契約

平成 19 年 4 月 1 日付けで、住之江区長（以下、本項の説明において「甲」という。）と当該小学校生涯学習ルーム運営委員会委員長（以下、本項の説明

において「乙」という。)の間で、生涯学習ルーム事業委託契約が締結されており、契約の主な内容は、次のとおりである。

A 総則

甲は、事業実施要綱に基づき乙に対し生涯学習ルーム事業を委託し、委員長はこれを受託する。

B 契約期間

契約期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

C 事業内容

委託する事業の内容は、運営委員会の設置並びに会議の実施、地域の状況に応じて適宜、主催事業や自主運営の学習活動の講座等の開催、事業に係る金銭の出納・収支事務、事業実施計画書・報告書等の作成・提出等とする。

D 委託料

甲は、事業実施のために乙に委託金78,000円を交付する。

E 備品等の管理

乙は、甲に属する備品等の管理にあたっては、善良な管理者の注意をもってこれにあたるものとする。

F 調査

甲は、乙の事業実施について必要があると認めるときは乙に対して事業実施状況の報告を求め、指示し、監査することができる。

G 実施報告

乙は、事業完了後すみやかに事業実績を記載した報告書及び精算報告書を作成し、甲に提出しなければならない。甲は、提出された報告書及び精算報告書の審査を行う。審査の結果、不合格であったときは、委託料の全部又は一部を返還するものとする。

H 契約の解除

甲は、委託金を委託事業目的以外に使用したとき等に該当するときは委託契約を解除することができる。この場合、乙は既に受領した委託料の全額又は一部を返還しなければならない。

(エ) 手続の概要

申請は、当該学校長及び当該小学校生涯学習ルーム運営委員会委員長が、区長あてに主催事業実施計画書（講座ごとに作成）を添付した生涯学習ルーム事業実施申請書（主催事業、自主運営の学習活動、運営委員会の構成（委員長や会計等）等を記載）を提出していた。

実施報告は、平成20年3月31日に、当該小学校生涯学習ルーム運営委員会委員長が、区長あてに金銭出納簿、通帳の写し、主催事業実施報告書（講座ご

とに作成)、自主運営の学習活動実施報告書(講座ごとに作成)、対外的活動実施状況報告書を添付し、委託経費精算報告書(収入:管理指導員活動費48,000円、活動費・消耗品費30,000円の合計78,000円、支出:管理指導員活動費5,375円、活動費・消耗品費14,913円の合計20,288円:残額57,712円)を提出している。なお、領収書は、運営委員会で保管することと記載されている。

(オ) 委託料の実績

平成19年度の当該生涯学習ルーム運営委員会に対する委託料の実績は、20,288円である。

(カ) 特記事項

実施報告の審査は、金銭出納簿、通帳の写し等との照合を行っていたが、当該連合の決算書、生涯学習ルーム委員会収支報告は本市から提出を求めているものではなかった。

ウ 小学校区教育協議会(はぐくみネット)事業委託料

平成19年度は、教育委員会が事業全体の進捗管理やコーディネーター関係業務を行い、各区が各小学校区教育協議会と事業委託契約し、各小学校区教育協議会(はぐくみネット)が事業実施していた。

(ア) 平成19年度小学校区教育協議会(はぐくみネット)事業実施要項

要項の主な内容は、次のとおりである。

A 事業目的

地域の教育資源を学校教育に導入する等、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進するため、「小学校区教育協議会(はぐくみネット)」を実施する。

B 事業内容

学校区で、PTAや生涯学習ルーム事業、学校体育施設開放事業、児童いきいき放課後事業の運営委員会・実行委員会等をベースとして、地域諸団体・諸機関、学校関係者等で小学校区教育協議会(はぐくみネット)を組織し、事務局の要として日常的に学校に来て情報を集め、連絡調整等を行う市民ボランティアのコーディネーターを委嘱する。

学校や地域の情報を収集し、情報誌(年10回程度発行)等で広く地域住民に発信し、学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援(学校支援ボランティアの募集等)や地域における教育コミュニティづくり(情報提供、相談窓口、地域の諸団体や諸機関とのネットワーク形成等)に取り組む。

C 実施期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日

D 委託経費

1 小学校区当たり 200,000 円

(イ) 小学校区教育協議会（はぐくみネット）委託契約

平成 19 年 4 月 1 日付けで、住之江区長（以下、本項の説明において「甲」という。）と当該小学校区教育協議会（はぐくみネット）委員長（以下、本項の説明において「乙」という。）の間で、小学校区教育協議会（はぐくみネット）委託契約が締結されており、契約の主な内容は、次のとおりである。

A 総則

甲は、事業実施要綱に基づき乙に対し小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業を委託し、乙はこれを受託する。

B 契約期間

契約期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

C 事業内容

委託する事業の内容は、PTAをはじめとする地域諸団体、諸機関、学校関係者等で構成する小学校区教育協議会（はぐくみネット）を組織し、協議会には委員長、会計監査等、事務局にはコーディネーター、会計等をおき、コーディネーターは、各はぐくみネット事務局において日常的に情報を集め、連絡調整等を行う。

学校教育や地域の情報を収集し、情報誌を発行し、地域の状況に応じて、学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援する取組みや地域における教育コミュニティづくりに関する取組みを適宜実施し、委託料の執行に係る金銭の出納、収支事務、事業実施計画書並びに事業及び精算報告書の作成、提出等の業務を行う。

D 委託料

甲は、事業実施のために乙に委託金 200,000 円を交付する。

E 調査

甲は、乙の事業実施について必要があると認めるときは乙に対して事業実施状況の報告を求め、指示し、監査することができる。

F 実施報告

乙は、事業完了後すみやかに事業実績を記載した報告書及び精算報告書を作成し、甲に提出しなければならない。甲は、提出された報告書及び精算報告書の審査を行う。審査の結果、不合格であったときは、委託料の全部又は一部を返還するものとする。

G 契約の解除

甲は、委託金を委託事業目的以外に使用したとき等に該当するときは委託契約を解除することができる。この場合、乙は既に受領した委託料の全額又は一部を返還しなければならない。

(ウ) 手続の概要

申請は、平成 19 年 5 月 10 日に、当該小学校区教育協議会（はぐくみネット）委員長が区長あてに実施計画書、活動計画書、協議会メンバー表（委員長、委員、会計監査等）、委託経費計画書（情報発信関係経費 130,000 円、事務用品購入経費・通信費 15,000 円、教育を語る会、ふれあいフェスタ等事業実施経費 55,000 円の合計 200,000 円）を添付して、当該小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業実施申請書を提出していた。

実施報告は、平成 20 年 3 月 27 日に、当該小学校区教育協議会（はぐくみネット）委員長が、区長あてに金銭出納簿、通帳の写し、事業実施報告書（協議会・事務局会議開催状況、保護者・地域への情報発信等記載）を添付し、委託経費精算報告書（委託金:200,000 円、執行額：情報発信関係経費 88,020 円（ノートパソコン 84,800 円、P P C 用紙 3,220 円）、事務用品購入経費・通信費 3,980 円、教育を語る会、ふれあいフェスタ等事業実施経費 108,000 円（はっぴ代 34,000 円、たいやき器 39,500 円、もち米代 21,000 円、紅白垂れ幕 10,500 円、お茶会参加費 3,000 円）の合計 200,000 円：残額 0 円）を提出している。なお、領収書は、はぐくみネットで保管することと記載されている。

(エ) 委託料の実績

平成 19 年度の当該小学校区教育協議会に対する委託料の実績は、200,000 円である。

(オ) 特記事項

実施報告の審査は、金銭出納簿、通帳の写し等との照合を行っていた。

平成 19 年度、教育委員会は、小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業実施を 19 年度から各区実施とするに際し、契約関係事務や事業内容等の説明会を実施し、当該説明会資料には、はぐくみネットの経費の用途について、情報発信関係経費に、備品（2 万円以上）の購入は不可とし、教育を語る会、ふれあいフェスタ等事業実施経費に、消耗品費は可、食糧費は不可と記載された説明会資料を配布していたが、19 年度の当該小学校区教育協議会における委託経費精算報告書においては、委託目的の達成には貢献するものであるが、費目的に認められないと考えられるもの又は認められるかどうか疑わしいものが経費として認定されていた（情報発信関係経費におけるノートパソコン（84,800 円）の購入や教育を語る会、ふれあいフェスタ等事業実施経費にお

けるたいやき器(39,500円)の購入)。

ただし、この取扱いについては、平成19年度小学校区教育協議会(はぐくみネット)事業実施要項や小学校区教育協議会(はぐくみネット)委託契約には規定されていなかった。

エ 老人憩の家運営補助金

(ア) 大阪市老人憩の家運営補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)

要綱の主な内容は、次のとおりである。

A 目的

この要綱は、老人憩の家を運営する事業を助成し、もって老人の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図ることを目的とする。

B 対象事業、経費等

補助対象となる事業は、原則として老人憩の家を管理運営する団体であって、当該施設を管理運営するために必要と認められる老人憩の家の管理人の報酬、光熱水費等とされ、補助額は、補助基準額36,500円に当該老人憩の家年間運営月数を乗じた額の範囲内の額を交付額とする。

老人憩の家とは、老人のための憩の場を提供することを主たる目的とする施設であって、別に定める「老人憩の家設置運営基準」に準拠して運営されるものをいう。老人憩の家設置運営基準には、老人憩の家設置主体及び経営主体は、原則として当該地域の老人クラブもしくは社会福祉協議会、又は、これらの属する区老人クラブ連合会もしくは区社会福祉協議会とする。

C 立入検査等

市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助金の交付決定を受けた者に対して報告を求め、又は補助金の交付決定を受けた者の承諾を得た上で職員に補助金の交付決定を受けた者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

D 実績報告等

補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、すみやかに事業の精算を行い、事業実施に係る経費の支出を確認できる領収書等の写しを添えて老人憩の家運営補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

ただし、確認できる領収書等の提出ができない支出がある場合は、所管担当において確認を受けること。

E 補助金の確定

市長は、実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ

て行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の目的及び交付決定に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、老人憩の家運営補助金額確定通知書により通知するものとする。

F 取消し、返還

市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき及び補助金を外の用途に使用したときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(イ) 手続の概要

申請、交付手続は、3つの各老人憩の家（住吉川社会福祉会館老人憩の家（以下「西部老人憩の家」という。））、住吉川東部社会福祉会館老人憩の家（以下「東部老人憩の家」という。）及び西加賀屋会館老人憩の家（以下「西加賀屋老人憩の家」という。））ごとになされ、平成19年3月30日に、各老人憩の家運営委員会の委員長が、市長あてに老人憩の家の運営委員会規定及び運営委員会名簿を添付した補助金交付申請書（申請額は、438,000円）を提出し、本市（健康福祉局）が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。なお、西加賀屋老人憩の家の運営委員会名簿には、2つの町会の役職についている役員名が記載されていた。

(ウ) 事業実績報告

A 西部老人憩の家

平成20年4月15日に、老人憩の家運営委員会の委員長が、市長あてに領収書の写しを添付し、運営費の収入支出決算内訳（収入：市補助金438,000円、運営主体負担金17,190円の合計455,190円、支出：建物修繕料178,576円、備品修繕料26,614円、備品購入費250,000円（カラオケ設備一式）の合計455,190円）等を記載した実績報告書を提出している。なお、平成18年度の実績報告書にも、備品購入費250,215円（うち、カラオケ一式販売代金は249,900円）と記載されている。

B 東部老人憩の家

平成20年4月15日に、老人憩の家運営委員会の委員長が、市長あてに領収書の写しを添付し、運営費の収入支出決算内訳（収入：市補助金438,000円、運営主体負担金198円の合計438,198円、支出：建物修繕料23,100円、備品修繕料28,850円、通信費101,800円、備品購入費250,000円（カラオケ設備一式）、雑費34,448円の合計438,198円）等を記載した実績報告書

を提出している。なお、平成 18 年度の実績報告書にも、備品購入費 266,222 円（うち、カラオケ一式販売代金は 249,900 円）と記載されている。

C 西加賀屋老人憩の家

平成 20 年 4 月 15 日に、老人憩の家運営委員会の委員長が、市長あてに領収書の写しを添付し、運営費の収入支出決算内訳（収入：市補助金 438,000 円、運営主体負担金 193,845 円の合計 631,845 円、支出：管理人の報酬 24,000 円、光熱水費 185,992 円、消耗品費 14,128 円、備品修繕料 181,000 円、通信費 34,276 円、備品購入費 159,959 円、雑費 32,490 円の合計 631,845 円）等を記載した実績報告書を提出している。

(エ) 交付実績

平成 19 年度の 3 つの老人憩の家運営委員会に対する交付実績は、いずれも 438,000 円（合計 1,314,000 円）である。

(オ) 特記事項

事業実績報告の審査は、領収書の写し等との照合を行っていたが、当該連合の決算書は本市から提出を求めているものではなかった。

補助金交付要綱には、市長は、実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の目的及び交付決定に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、老人憩の家運営補助金額確定通知書により通知するものとしてされているが、平成 19 年度は報告書等の書類の審査は行っていたが、補助金額確定通知書による通知を行っていなかった。ただし、口頭では、各老人憩の家運営委員会に伝えていたとのことであった。

オ 地域福祉活動推進事業補助金

（地域ネットワーク委員会活動補助金、小地域ネットワーク活動推進事業交付金（ただし、要綱上は、活動推進事業補助金となっている。））

従前は、地域ネットワーク委員会活動補助金交付要綱及び小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱であったが、平成 19 年度に、前記要綱が廃止、統合され、地域福祉活動推進事業補助金交付要綱が制定された。

(ア) 大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱(平成 19 年 3 月 20 日施行)

要綱の主な内容は、次のとおりである。

A 目的

この補助金は、小地域において、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が実施する、住民が生きがいをもって安心して生活ができるよう、住民のニーズに適切なサービスを結び付けていく支援活動及び地域住民の参加

と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対し、これに要する経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

B 対象事業、経費

補助対象となる事業は、区社協が小地域における地域福祉推進のために行う活動に要する経費とする。ただし、区社協の支援のもとで行われる、概ね小学校区単位で行われる次の活動に要する経費を補助対象として認める。

(A) 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

原則として小学校区を基本に設置される地域ネットワーク委員会が行う要援助者のニーズの発見並びに支援活動、関係機関等との協力のもとに実施する社会参加のための各種クラブ・サークルの育成・活性化及び趣味・レクリエーション・ボランティア活動等の企画立案並びに健康づくり・生きがいくりの支援活動等への補助であり、地域ネットワーク委員会活動を円滑に推進するため、保健・医療・福祉ネットワーク推進員（以下「推進員」という。）を設置することができる。補助金の額は、活動経費（消耗品費等）として年額 247,000 円、推進員設置経費（活動経費）として月額 100,000 円（平成 4 年度以降同額）、推進員設置経費（新規設置時）として 139,000 円の範囲内で決定するとされている。なお、推進員設置要件として、契約の期間は、1 年を越えないものとし、二の会計年度にまたがることはできないとされている。

(B) 地域社協が行う活動への補助

地域社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）が行う地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対する補助であり、補助金の額は、活動経費（消耗品費等）として年額 218,000 円の範囲内で決定する。

C 報告等

補助金の交付を受けた区社協の会長は、会計年度終了後又は地域福祉活動推進事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに収支精算報告書及び「地域福祉活動推進事業補助金実績報告書」により補助事業完了後 10 日以内に市長に報告しなければならない。地域福祉活動推進事業補助金実績報告書に収支精算報告書、活動の内容が分かる書類、領収書の写し、その他市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

D 補助金額の確定等

市長は、事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の

成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、地域福祉活動推進事業補助金確定通知書により会長に通知するものとする。また、市長は、報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう指示することができる。

E 取消し、返還

(A) 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

市長は、補助金の交付条件に違反したとき、不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき及びこの要綱又はこれに基づく指示を守らないときのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができるとされ、補助金の交付決定を取り消した場合、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(B) 地域社協が行う活動への補助

市長は、補助金の交付条件に違反したとき、不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき及びこの要綱又はこれに基づく指示を守らないときのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができるとされ、補助金の交付決定を取り消した場合、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる（平成 19 年 3 月以降規定）。

(イ) 手続の概要

申請、交付手続は、平成 19 年 4 月 6 日に、住之江区社協の会長が、市長あてに事業実施計画書、歳入歳出予算書、活動計画書、地域社協役員名簿、推進員業務委託契約書等を添付した補助金交付申請書（補助申請額は、23,698,000 円であるが、うち地域ネットワーク委員会が行う活動への補助申請額は、20,258,000 円、地域社協が行う活動への補助申請額は、3,052,000 円、その他の活動 388,000 円）を提出し、本市（健康福祉局）が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

実績報告書は、平成 20 年 3 月 31 日に、住之江区社協の会長が、市長あてに収支精算報告書、活動報告書（研修、学習活動やふれあい喫茶実施状況等）、推進員活動日誌（平成 19 年 10 月分）等を添付した補助金実績報告書を提出している。確定補助金額は、23,698,000 円であり、うち地域ネットワーク委員会が行う活動への精算額は、20,258,000 円（うち当該委員会分は、1,447,000 円（収入：補助金 1,447,000 円、補助金以外の収入 861 円の合計 1,447,861 円、

支出：消耗品費 19,491 円、印刷製本費 38,100 円、通信運搬費 41,870 円、報償金 100,000 円、光熱水費 42,000 円、保険料 4,900 円、雑費 1,500 円、推進員設置経費 1,200,000 円の合計 1,447,861 円)、地域社協が行う活動への精算額は、3,052,000 円(うち当該地域社協分は、218,000 円(収入：補助金 218,000 円、その他 5,600 円の合計 223,600 円、支出：印刷製本費 25,600 円、使用料 198,000 円の合計 223,600 円))、その他の活動は、388,000 円となっている。なお、住之江区社協に保管されている領収書の写しについては、本市職員が区社協へ出向き審査を行った。

また、地域福祉活動推進事業補助金確定通知書(確定補助金額 23,698,000 円)は、平成 20 年 4 月 22 日に市長から、区社協の会長あてに通知されていた。

(ウ) 交付実績

A 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

平成 19 年度 住之江区社協 20,258,000 円 うち当該委員会 1,447,000 円

B 地域社協が行う活動への補助

平成 19 年度 住之江区社協 3,052,000 円 うち当該地域社協 218,000 円

(エ) 関係機関の役割

A 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

地域ネットワーク委員会が申請書を区社協に提出し、区社協が申請書を取りまとめて、本市に補助金の交付申請を行い、実績報告書は、区社協が地域ネットワーク委員会の事業実施報告書を取りまとめて本市に提出していた。なお、平成 18 年度以降、領収書の添付を義務付け、19 年度は区社協がチェックのうえ、保管している。

B 地域社協が行う活動への補助

地域社協が申請書を区社協に提出し、区社協が申請書を取りまとめて、本市に補助金の交付申請を行い、実績報告書は、区社協が地域社協の事業実施報告書を取りまとめて本市に提出していた。

なお、平成 15 年度以降、領収書の添付を義務付け、区社協がチェックのうえ、保管している。

(3) 監査対象局による調査経過等

ア 地域振興活動補助金

9 月下旬及び 10 月上旬に、区が当該連合の会長への聞き取りや補助金関係書類の確認を行ったところ、次のとおり、当該連合からの報告時における添付資料に一部不備はあったものの、返還には至らないとしている。

すなわち、平成 19 年度の当該連合高齢者のつどい事業における領収書の写しとして提出を受け、補助対象事業として認定していた案内用チラシ印刷経費

(46,200 円) について、領収書の下に綴じられている請求書、納品書に、高齢者のつどいに係る請求金額 25,200 円と他事業経費 21,000 円と記載されていることが判明した。

また、補助対象事業として認定していたお茶購入費 (11,600 円) について、実在しない会社からの領収書の写しとして提出を受けていたことが判明した。実際は、当該連合女性部長経営の果物店 (以下「当該果物店」という。) が購入したものを大型冷蔵庫で保管し、当該事業に提供していたものであった。19 年 3 月の当該連合の決算時に会計監査から、当該果物店の領収書が目立つとの指摘を受けたことから実在しない会社の領収書を使用したとのことであった。当該果物店から購入した事実は、当該事業の準備、後片付け、出演者、来賓・主催者用で、区職員が事業に参加して実際にお茶の提供を受けているうえ、準備・後片付けに携わった者の代表者から事実確認もできると当該連合の回答を得ており、当該果物店から 18~20 年度のお茶に関する納品書等の写しの提供を受け、大型冷蔵庫も確認できたとしている。

一方、今回、新たに高齢者のつどい事業の補助対象事業費として認定できるものとして、休憩時の参加者用のお茶購入費 (6,860 円)、くじ引きの景品代 (44,000 円) を確認できたので、補助対象総額は、前記の他事業経費 21,000 円及びお茶購入費 11,600 円を除いても、認定していた補助対象額を上回っていることは明らかであり、当該連合からの報告時における添付資料の一部不備はあったものの、返還には至らないと考えている。

なお、地域振興活動補助金交付要綱には、連合の会計の処理についてまで立ち入ることの規定を定めておらず、連合が承認を得た補助金対象事業を要綱どおり実施し、実施報告内容が要綱に適合しているかを確認し交付決定しているものである。補助金についてはそれぞれの事業に活用されているとの確認を当該連合の会長にも行ったとしている。

イ 生涯学習ルーム事業委託料

9 月下旬に、区が当該小学校生涯学習ルーム運営委員への聞き取りや委託関係書類の確認を行ったところ、次のとおり、会計支出は適正に行われており、委託事業の趣旨に沿った支出がなされていることを確認し、個人による不正な受給はなく、不正行為による返還等には該当しないとしている。

すなわち、再度の履行確認と事業内容確認のため、生涯学習ルーム運営委員より領収書、通帳等の提出を受けた。年度末に提出されていた金銭出納簿、委託経費精算報告書の内容と照合し、領収書も不備なく適正に保管されていることを確認した。

本事業の主体は、生涯学習ルーム運営委員会であり、当該委員会と当該連合と

は全く別々の任意の組織であり、生涯学習ルームの運営のために運営委員会に支払われた委託料は、当該連合決算報告書の補助金収入に計上されるべきものではなく、運営委員会の収支報告については、精算報告書が委託元である区長あてに提出され、計画より経費が縮小したとの理由で、余剰金 57,712 円を市に戻入した。また、生涯学習ルーム事業の収支報告については、連合役員に対して報告義務を負うものではないとしている。

ウ 小学校区教育協議会（はぐくみネット）委託契約

9 月中旬に、区が当該はぐくみネット委員、NPO 法人等への聞取りや委託関係書類の確認を行ったところ、小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業においては、次のとおり、事業の趣旨に沿った支出がなされていることを確認し、個人による不正な受給はなかったため、不正行為による返還等には該当しないとしている。

すなわち、当該小学校区教育協議会にて保管されていたはぐくみネット事業に係る領収書の提出を受け、NPO 法人から支出明細の写し、当該地域社協から決算報告書写しの提出を受け、購入確認のため、ノートパソコン、はっぴ、たいやき器、紅白垂れ幕の写真撮影を行い、事業確認として情報誌、各事業の案内文、写真等の提出を受けた。

提出された関係書類と既に提出を受けている金銭出納簿、委託経費精算報告書、通帳の写し、実施報告書の内容を照合し、適正に会計が行われていたことを確認したとしている。

エ 老人憩の家運営補助金

（ア）西部老人憩の家調査結果

平成 19 年度の実績報告書の提出時には、老人憩の家運営委員会から提出された実績報告書及び領収書等確認書類の写しにより、補助金額以上の支出を確認した。

9 月下旬から 10 月中旬にかけて、老人憩の家運営委員会委員長への聞取りや補助金関係書類の確認を行ったところ、障子代は、請求書の明細、領収書原本を確認できたが、聞き取りにより、東部老人憩の家併設の地域集会所の大集会室の障子・ふすま代であり、支出すべき経費で会計間に誤りがあったことが分かった。また、光熱水費など建物の管理上当然必要な経費について、併設施設との間で分担割合が明確になっておらず、老人憩の家として負担がされていなかったため、管理経費の分担を明確にし、改めて実績報告書を再提出するよう指導したとしている。

（イ）東部老人憩の家調査結果

平成 19 年度の実績報告書の提出時には、老人憩の家運営委員会から提出さ

れた実績報告書及び領収書等確認書類の写しにより、補助金額以上の支出を確認した。

9月下旬から10月中旬にかけて、老人憩の家運営委員会委員長への聞き取りや補助金関係書類の確認を行ったところ、テレビアンテナ接続費は、領収書原本を確認できたが、聞き取りにより、西部老人憩の家が支出すべき経費で会計間に誤りがあったことが分かった。また、光熱水費など建物の管理上当然必要な経費について、併施設との間で分担割合が明確になっておらず、老人憩の家として負担がされていなかったため、管理経費の分担を明確にし、改めて実績報告書を再提出するよう指導した。

なお、西部老人憩の家、東部老人憩の家におけるカラオケ設備の購入については、老人憩の家を活用して、各地域でカラオケを行うことは、地域の高齢者の相互交流、いきがづくり、健康増進につながるものであり、本補助金の趣旨に該当するものと考えており、それぞれの老人憩の家ごとに提出された領収書の写しにより確認した。

今回の実地調査において、聞き取りにより次のことを確認した。両老人憩の家では、カラオケの設備を設置したいと考えたが、両老人憩の家運営委員会とも、単年度では経費の調達ができなかったため、まず平成18年度に1台を両老人憩の家で共同購入し、共同で使用していた。同様に、19年度にさらに1台を両老人憩の家で共同購入することにより、それぞれの老人憩の家の個別管理に改めたものであるとしている。

(ウ) 西加賀屋老人憩の家調査結果

平成19年度の実績報告書の提出時に、老人憩の家運営委員会から提出された月別会計計算書及び領収書等関係書類の写しにより、補助金額以上の支出を確認した。

9月下旬に、老人憩の家運営委員会委員長等への聞き取りや補助金関係書類の確認を行ったところ、実績報告書、領収書等の原本により、適正に執行されていることを確認した。

また、西加賀屋老人憩の家については、昭和58年に老人憩の家として承認しており、老人憩の家の維持管理に係る経費について、申請書に基づき438,000円を補助しているもので、所在は、当該小学校区にあるが、当該連合の西加賀屋第3町会と加賀屋東連合の西加賀屋第2町会の利用があるとしている。

オ 地域福祉活動推進事業補助金

10月1日以降3回にわたって、健康福祉局が当該地域社協の会長等への聞き取りや口座通帳、出納簿、実績報告書等の補助金関係書類の確認を行ったところ、

平成 19 年度の地域ネットワーク委員会が行う活動への補助の経費については、次のとおり、適正に執行していることを確認したとしている。

(ア) 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

平成 19 年 6 月の旅行については、委員会の運営費として補助金収入以外に会費を集めており、旅行費用は会費より支出していることを聞き取り及び活動実績報告書から確認した。

当該連合の会長が経営する会社発行の領収書について当該会社は、委員会運営に係る資料等の作成に事務所のコピー機、紙等を使用しており、市場より安価で提供していることを聞き取りにより確認した。

(イ) 地域社協が行う活動への補助

会館経費については、会館運営委員会の判断のもと、ふれあい喫茶会場費を徴収していることを聞き取りにより確認した。会場費が会館あて支払われていることを会館名義の口座により確認した。

2 監査対象局の陳述内容等

(1) 市民局、住之江区役所

ア 地域振興活動補助金

今回提出された住民監査請求における地域振興活動補助金部分に関する指摘内容については、一部証拠書類等に不適切なものはあったものの、結果的には地域振興活動補助金要綱の趣旨に沿った事業に補助金が使われており、本市は損害を受けていないことが判明したので、この部分に関しては、交付決定の取消し、返還には至らないと考えている。

ただし、今回の調査により、一部の証拠書類等に不適切なものがあつたことも判明したので、現行の補助金制度において、事業実績報告書、収支決算報告書の記載を裏付ける資料については、領収書の写しとその内容が分かる納品書、行事のPRちらし、ポスター、事業実施の際の様子が分かる写真等により参加者数等を確認して、それらを総合的に把握し、補助金の使途として不自然でないかを判断する等、ひとつ一つの事業について一層精査するよう、また、実行委員会形式等、他の団体との共催で行われた事業については、地域振興会単独の事業実績報告書、収支決算報告書のみで、事業全体の収支の分かる書類がなければ、補助金が事業全体のどの部分に使われたのかが分かりにくいことも判明したので、そのような場合には事業全体の収支についても添付させるよう、この2点については、改めて各区を指導する。

地域振興活動補助金については、平成 18 年度から各区地域振興会からの交付申請に基づき区が交付決定を行っている。

補助の目的は、地域振興活動補助金交付要綱第 2 条において、コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う本市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付することとしている。

補助対象事業については、同要綱第 3 条において、①コミュニティづくりに関する事業、②福祉、健康に関する事業、③安心して快適なまちづくりに関する事業、④環境美化に関する事業、⑤その他地域の活性化につながる事業としており、補助率については、19 年度は上限を定めた 3 分の 2 の補助としている。

補助対象経費は、報償費、印刷製本費、消耗品費、諸団体への助成金等としている。

各区においては、各区地域振興会からの事業計画等を添付した申請に基づき各区が交付決定を行い、各区地域振興会に概算払により補助金を交付することとしている。

事業終了後、事業実績報告書、収支決算報告書、領収書等使途の分かるものの写し等を添え区地域振興会が区に提出し、区は提出された書類を審査及び必要に応じて行う現地調査等により確認し、交付金確定通知書を区地域振興会に通知することとしている。

住之江区における補助金の流れについて、交付に先立って各連合町会長で構成される住之江区地域振興会の役員会（19 年度は 6 月 28 日開催）において、住之江区地域振興会・各連合のそれぞれの配分額についての提案、承認があり、その後、各連合から提出された事業内容、予算額を基に区地域振興会から区に補助金交付申請がなされた。区は要綱に従い事業内容を審査し、申請された事業が要綱第 3 条の補助対象事業であることを確認したうえで区地域振興会に対して交付決定を行った。それを受けて、区地域振興会は区に補助金の請求を行い、区から補助金を受領後、区地域振興会から各連合へ補助金が配分された。

当該連合の 19 年度の補助金額は 583,200 円であるが、諸団体の会費 40,000 円を差し引いた後の 543,200 円を配分している。

年度末に、各連合から補助対象事業の決算書等が区地域振興会に提出され、区地域振興会として、事業報告書、事業実績報告書、収支決算報告書等が区に提出され、区は、補助金要綱により、報告書類等の審査とともに領収書の写し等で確認を行い、適合すると認めたので補助金確定通知書を区地域振興会に通知した。

また、19 年度は市民局の指導により、事業実施確認のために現場の写真等が必要となったため、写真を添付させている。なお、加えて、区職員が各事業の現地確認も行っている。

補助目的が達成されているかの確認についても、特に書類等に不審な点もなく、職員が確認にたびたび訪れた際にも本来の趣旨に活用されていることを確認しており、要綱に基づき適正に処理されているものと考えている。

今般の件で、より詳細な精度を高めた審査を行うため立入り調査を行い、本来であれば確認することのない当該連合の収支決算報告書、差引簿、領収書及び当該地域社協の差引簿、領収書を調査したところ以下の事実が判明した。

19年度の当該連合の決算書に補助金収入 543,200 円の収入があり、地域大運動会に 1,207,200 円を支出していること、このうち 273,330 円が補助金からの収入であることは地域振興活動補助金（当該連合運動会）決算書で確認でき、連合の負担金 1,207,200 円と当該地域社協の負担金を合わせて、1,922,634 円で事業実施されていることが地域大運動会の決算報告書により確認できたことから、補助金が当事業に活用されており、実績報告書によりその使途についても確認をしている。他事業についても、同様の内容と考えている。

しかしながら、19年度の高齢者のつどい事業における補助対象経費として領収書の写しの確認により認定していた印刷経費（46,200 円）について、さらに納品書についても確認したところ、補助対象である高齢者のつどいのチラシの印刷経費（25,200 円）と補助対象とはならない他の事業のチラシ印刷経費（21,000 円）が記載されていることが判明した。

また、補助対象経費と認定したお茶購入費（11,600 円）について、実在しない会社からの領収書写しを確認していたが、当該果物店から購入していた事実が判明した。

実際は、当該果物店が仕入れたお茶を大型冷蔵庫で保管したうえ必要数を高齢者のつどい事業に納入していたが、19年度の連合決算時に当該果物店の領収書が目立つとの指摘を受けたこともあり、実在しない会社の領収書を使用したとのことである。

当該のお茶は、事業の準備、後片付け、主催者、出演者、来賓用に使用されたもので、当日、参加した区職員も確認し、準備や後片付けに携わった方の事実確認もできている。当該果物店がお茶を購入している事実確認として当該果物店がお茶を購入した納品書も確認できた。

以上のことから実在しない会社名の領収書は当該果物店が発行した領収書であることが明らかになった。

この事実は補助金制度の根幹を揺るがすことにもつながる行為であり、極めて遺憾である。

今後このようなことがないよう、当該連合の会長からは始末書を提出させている。

とはいえ、今回、19年度の高齢者のつどい事業について、当初提出されていたもの以外に補助対象経費と認定できる、休憩時の参加者用のお茶代（6,860円）、くじ引きの景品代（44,000円）合わせて50,860円の存在が領収書の写しにより確認できたので、お茶購入費及び補助対象とはならない他事業経費（21,000円）を除いても認定していた補助対象額を上回っていることも判明した。

また、高齢者のつどい事業に関連して、今回請求人から提出された事実証明書の中の当該連合決算報告書により、19年度の高齢者のつどいに対しては当該連合からの支出が400,000円となっていることが判明したことから、当該連合に確認したところ、400,000円を上回る経費については、当該連合から当該地域社協への1,500,000円の助成金の中から支出されていることが分かった。

運動会事業についても新たに、補助対象経費として認定できるものとしてテープ、糊等の準備費（47,118円）の存在が領収書の写しにて確認でき、19年度の当該連合の補助金583,200円に対して補助対象額は、運動会事業で466,140円、高齢者のつどい事業で486,060円となり合計952,200円である。当該連合の補助金は、要綱の定めによる補助対象額の3分の2を上限とする規定を満たしている。

今回の調査により一部証拠書類等に不適切なものはあったものの、補助金についてはその趣旨どおりの活用がなされており、本市が損害を受けたわけではないことが判明したので、交付決定を取り消し、返還を求めるには至らないと考えている。

なお、現行の補助金制度において、実績報告書等の記載を裏付ける資料については、今後一層精査する。

(2) 教育委員会事務局、住之江区役所

ア 生涯学習ルーム委託料、小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業委託料

生涯学習ルーム事業は、平成18年度までは教育委員会が実施していたが、19年度からは、区に権限委譲されたため、運営については、各区で行うように事務が移管された。

19年度の事業の実施に当たっては、権限委譲の過渡期ということもあり、地域に対する説明会は、教育委員会の主催で開催され、当該生涯学習ルーム運営委員会から生涯学習ルーム事業実施申請書の提出を受けて、住之江区長と当該生涯学習ルーム運営委員会委員長との間で委託契約書を締結した。委託金額については、78,000円である。

年度途中、区としては、生涯学習ルームの運営内容の視察を行ったり、月1回程度開催している生涯学習推進員連絡会校区代表者会議において、定期的に状況を把握してきたところである。

年度末には各種事業実施報告書、委託経費精算報告書を金銭出納簿、通帳の写しを添付のうえ提出させるとともに、その内容の確認を行ったうえで、精算を実施しており、経費が計画より縮小したとの理由で、余剰金の 57,712 円が市に返還されている。

なお、経費に係る領収書はじめ関係書類は、翌年度から 5 年間保存するよう指導している。

住民監査請求が出されて以降、区としては、9 月下旬、再度の履行の有無と事業内容の確認のため、当該生涯学習ルーム運営委員より、領収書、通帳等の提出を受け、年度末に提出されていた金銭出納簿、委託経費精算報告書の内容と照合し、領収書に不備はなく、適正に執行されていることを確認した。

また、本事業の主体は、地域の諸団体、学校の代表者等で構成された生涯学習ルーム運営委員会であり、当該連合とは全く別々の任意の組織である。

したがって、運営委員会に支払われた委託料は、連合の決算報告書の補助金収入に計上されるべきものではないと考えている。

また、生涯学習ルーム事業の収支報告については、5 月 20 日に会計、会計監査も選出されている当該生涯学習ルーム運営委員会の中で行われており、連合役員に対して報告義務を負うものではないと考えている。

以上のように、会計の支出は、適正に行われており、委託事業の趣旨に沿った支出がなされていることを確認しており、個人による不正な支出、流用はなく、不正行為による返還等には該当しないと考えている。

小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業は、平成 18 年度までは教育委員会が実施していたが、19 年度からは、区に権限委譲されたため、運営については、各区で行うように事務が移管された。

19 年度の事業の実施に当たっては、権限委譲の過渡期ということもあり、地域への説明会は、教育委員会の主催で開催され、区においては、当該はぐくみネット協議会委員長からはぐくみネット事業実施申請書の提出を受けて、住之江区長と当該はぐくみネット協議会委員長との間で委託契約書を締結した。委託金額については、200,000 円である。

年度途中、区としては、はぐくみネットの運営について、学校からの情報や、地域の催しに視察を行いながら、現状の把握を行った。

年度末には事業実施報告書、委託経費精算報告書を金銭出納簿・通帳の写しを添付のうえ提出させ、内容の確認を行っており、経費に係る領収書はじめ関係書類を翌年度から 5 年間保存するよう指導している。

住民監査請求が出されて以降、区としては、9 月下旬、再度の履行の確認と事業内容の確認のため、当該小学校教頭より、領収書、通帳等の提出を受け、年度

末に提出されていた金銭出納簿、委託経費精算報告書の内容と照合し、領収書に不備はなく、適正に執行されていることを確認した。

また、購入したノートパソコン、はっぴ、たいやき器、紅白幕の写真撮影を行うとともに、事業実施の確認として情報誌、各事業の案内文、写真等の提出を受けた。

さらに、事業の一つであるふれあいサンデー事業については、小学校区教育協議会（はぐくみネット）、NPO法人、当該地域社協の三者の共催事業である関係上、NPO法人から支出明細の写し、当該地域社協の決算報告書の写しの提出を受け、経費の執行状況を照合したが、はぐくみネットからの支出と重複するものは含まれておらず、会計上、不適切な処理は行われていないことを確認した。

会計報告については、5月20日に会計、会計監査も選出されているはぐくみネット協議会の中で、事業報告とともに実施されている。

以上のように、会計の支出は適正に行われており、委託事業の趣旨に沿った支出がなされていることを確認しており、個人による不正な支出、流用はなく、不正行為による返還等には該当しないと考えている。

なお、委託経費精算報告書の提出によって、情報発信経費としてパソコンが、事業実施経費としてたいやき器が購入されていたことが判明したが、区に権限委譲された移管事業を遂行するに当たって、きめ細かい地域事情を踏まえた支援を行うことが求められていることを踏まえて、本事業実施要綱及び委託契約書の条項の中に備品購入の可否が規定されていないことや、事業の趣旨を大きく逸脱するものではなく、事業遂行上、真に必要なものとして検討した結果、区長判断のもとで考慮した。

また、備品という性格上、その所有を明らかにするため、はぐくみネット協議会から備品を本市に寄属させて、本市の財産として、区の備品登録の手続を完了している。

なお、備品の貸出しについては、地域の要望があれば、その都度行いたいと考えている。

(3) 健康福祉局

ア 老人憩の家運営補助金

老人憩の家は、地域の高齢者に対しレクリエーション等のための場を提供することにより、教養の向上並びに心身の健康増進を図ることを目的として設置された施設であり、地域社協等の設置主体が委員会を組織して、運営されている。

本市では、このような老人憩の家を管理運営するために必要な経費、たとえば光熱水費、備品購入、建物修繕、備品修繕、管理人の報酬等の経費について補助金を交付している。

補助金の交付事務の流れは、年度初めに提出された事業計画を記した申請書に基づいて概算払を行い、年度末の事業終了後、領収書等の確認書類の写しを添付した実績報告書の提出を受け、実績報告書の収支内訳と、確認書類の照合、対象経費の確認を行っている。

これらの補助金交付申請及び実績報告書は、各老人憩の家の運営主体から各区保健福祉センターを経由して提出され、当局において交付及び精算事務を行っている。補助の交付に当たっては、交付決定通知書に基づき、補助金請求書の提出を受け、申請者（老人憩の家運営委員会委員長）の口座に振り込まれている。

西部老人憩の家は昭和 49 年度に、東部老人憩の家は昭和 55 年度に設置され、西加賀屋老人憩の家は昭和 58 年度に承認された施設であり、運営補助金は、それぞれの老人憩の家運営委員会に対し、平成 19 年度において 438,000 円、合計 1,314,000 円が交付されている。

なお、精算確定の際には、各老人憩の家とも、実績報告内訳と領収書等確認書類の写しの照合等書類審査により、補助目的が達成されていることを確認し、特に提出書類に不審な点もなく、補助金額を上回る運営経費の支出が認められ、要綱に基づき適正に処理されている。

住民監査請求を受けた後、9 月下旬に、本市担当職員が西部老人憩の家、東部老人憩の家及び西加賀屋老人憩の家の実地調査を行い、老人憩の家の管理運営に係る帳簿、通帳、領収書等関係書類についての調査と聞き取りを行った。また、その後も、西部老人憩の家と東部老人憩の家について、聞き取りを行った。

本件請求にある平成 17 年度までは、本補助金が、連合決算報告書の収入欄に計上されていたが、17 年度以降は計上なしということについて、本補助金は、本市から老人憩の家運営委員会に対して交付されるものであり、本市が本補助金の対象経費を明確にするよう指導したことにより、18 年度以降、老人憩の家の管理に関し区分経理されたものである。

次に、当該連合の会長や女性部長の経営する業者領収書は不適切である点については、実績報告書の提出の際には、添付されている確認書類の写しでは、コピー代、しめ飾り代であり、補助対象となる要件を満たしていることを確認している。また、実地調査を行い、聞き取りにより改めて確認した。

次に、カラオケ設備一式への支出は、補助金の目的外支出であるという点について、老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として、地域において高齢者が、教養の向上、レクリエーション等を行うための場を提供しているものである。

各地域においては、老人憩の家を活用して、民謡や習字、カラオケ、体操等の活動を行うことにより、地域の高齢者の相互交流、いきがづくり、健康増進に

つながるものと考えており、高齢者が集まれカラオケを楽しまれることは、同趣旨に該当するものと考えている。

今般、実地調査により、西部老人憩の家と東部老人憩の家の両老人憩の家では、カラオケの設備を設置したいと考えていたが、両老人憩の家運営委員会とも、単年度では経費の調達ができなかったため、まず平成 18 年度に 1 台を両老人憩の家で共同購入して共同使用し、19 年度にさらに 1 台を両老人憩の家で共同購入し、その後、それぞれの老人憩の家の個別管理に改めたものであると確認した。

また、購入に際しては、購入業者からの見積りとともに、他社の見積りを取り寄せ、比較検討をしたうえで購入していることを確認した。

次に、西部老人憩の家の障子代について、実績報告書の提出の際には、添付されている確認書類の写しで、補助対象となる要件を満たしていたので、対象経費として認定していた。

しかしながら、今回、現地調査を行ったところ、障子代については、東部老人憩の家に併設の地域集会所部分の障子の購入代であり、高齢者が主に利用する部屋であったことから、地域集会所部分のものであることを失念していた点と、東部老人憩の家と西部老人憩の家の会計間の誤りが重なったものであった。

また一方、これまで、老人憩の家の管理経費総額のうち、補助額を超えた経費については、地元でご負担いただいていることから、毎年提出いただいている実績報告書では、光熱水費などの建物管理上当然必要となる経費等補助額を上回る支出については、記載するよう求めていなかった。このため、本件についても、先に提出された実績報告書には光熱水費は記載されていない。

西部老人憩の家と東部老人憩の家については、支出した領収書等の書類は確認できたが、会計処理が一部不十分であることや、同じ建物内の併設施設との会計間で、光熱水費などの建物管理上当然必要となる経費について、分担割合の取り決めが不十分である等、事務処理上の不備な点も見受けられた。

しかしながら、地域集会所及び地元施設の管理にかかる諸経費は、地域の方々の負担によるものであるため、各年度の収支は領収書等による支出に、老人憩の家として負担すべき光熱水費等建物管理経費を含め、改めて実績報告書を再提出するよう指導したところであり、再提出される実績報告書により補助額を認定すべきものと考えている。

次に、東部老人憩の家について、平成 19 年度の会館諸経費はすべて会館の収入で賄っており、市への実績報告は虚偽である、会館ごとの決算報告書のとおり、会館使用料収入もあり、繰越金だけでも毎年市の補助金を上回っている、当該連合の決算報告書に補助金収入も計上されていない、光熱水費は会館会計から自動引き落としになっているという点について、本補助金は、老人憩の家を管理運営

するために必要な経費に対し、本市から老人憩の家運営委員会に対して交付されるもので、事業終了後に、収支報告を明記した実績報告書の提出を受け、補助金額を上回る管理運営経費が支出されていることを確認している。

老人憩の家と地域集会所、地元施設とは区分経理されているので、会館収入、使用料収入については、地域集会所及び地元施設に係るものであると考えられる。

西加賀屋老人憩の家は、昭和 58 年に老人憩の家として承認している。

本補助金は、老人憩の家として承認した建物を維持管理するための経費について、申請に基づき 1 か所当たり 438,000 円を本市から老人憩の家運営委員会に対して交付している。

なお、西加賀屋老人憩の家を維持管理するための経費については、実績報告書の提出時及び実地調査により、各年度とも、領収書と月別に会計計算書で管理されており、補助金額を上回る運営経費の支出を確認した。

また、所在は、当該小学校区であるが、当該連合の 1 町会と加賀屋東連合の 1 町会が利用している。

老人憩の家は、地域の高齢者がつどい、様々な行事や活動に利用する等、地域の拠点施設としての役割は大きいものと考えているが、本補助金の取扱いは、不備な点も見られるとともに、本市の指導も不十分であった。

今後は、地域の方々の理解もいただきながら、これまで以上に、各運営委員会等に対して、収支精算書と金銭出納簿の整備や、領収書等確認書類の精査等適切な老人憩の家の会計処理についての指導に努めていく。

さらに各区と連携し、十分なチェックを行い、今後とも本補助金の透明性を確保し、適正な運営が行われるよう、引き続き、取り組んでいきたい。

イ 地域ネットワーク委員会活動補助金、小地域ネットワーク活動推進事業交付金及び地域福祉活動推進事業補助金

地域ネットワーク委員会活動は、平成 3 年度から小学校区を単位に、連合、社会福祉協議会、民生委員等地域の各種団体の代表者等を構成員とする地域ネットワーク委員会を設立いただき、事務局として推進員を設置し、地域の住民が健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるよう、また要援助者のニーズの発見や相談、関係機関との連絡調整、地域での支え合い等に取り組まれている。

小地域ネットワーク活動推進事業は、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を支援し、地域福祉の向上を図ることを目的に、地域社協が実施するふれあい喫茶や子育て支援等の活動に係る経費を交付している。

平成 19 年度からは当該 2 事業の事業名称を整理し地域福祉活動推進事業とし、地域ネットワーク委員会及び地域社協による地域福祉活動を支援する区社協に対して補助金を交付している。

当該地域には地域ネットワーク委員会活動に、推進員の活動費 120 万円を含めて 1,447,000 円、地域社協が行う活動（旧名称：小地域ネットワーク活動推進事業）に 218,000 円が交付されている。

精算は、それぞれの活動ごとに歳入歳出決算書、委員会活動実績報告書が添付された実績報告書を区社協において各地域分を取りまとめ本市に報告されている。

住民監査請求を受けてからの本市の対応は、去る 3 月 12 日付けの住民監査請求（食事サービス補助金返還請求）を受けて実施した調査により、本市及び住之江区社協に保管された実績報告書等の補助金関係書類においては、いずれも書類上の不備は見受けられなかったことは既に確認しているため、今回の住民監査請求で指摘されている事項について、10 月 1 日以降 3 回にわたって本市担当職員が市社協、区社協担当職員立会いのもと、当該地域社協、同ネットワーク委員会の実地調査を行った。具体的には預金口座、現金出納簿、領収書等関係書類について調査を行い、関係者からも聞き取りを行った。

ネットワーク委員会の事務局を担う推進員について、監査請求において、契約期間は 1 年を超えないものと定められているが、過去 8 年間、会長が独断で選任した同一人物であるとされているが、本市地域ネットワーク委員会活動補助要綱に定めた推進員設置要件は、委員会は推進員と業務に係る委託契約を締結する、当該契約の期間は、1 年を越えないものとし、二の会計年度にまたがることはできないとしている。

この設置要件は同一人物との契約を妨げるものではなく、契約期間を定めたものであり、複数年の契約の禁止及び年度途中の契約にあつては、1 年未満であってもその年度末を期限とするとしている。

当該地域ネットワークの現推進員は平成 14 年度から就任されており、年度ごとに契約していることを確認している。推進員は、地域における様々な相談の窓口としての対応の他、地域の各種事業に参画し、委員会活動を活発に運営していることを、推進員日誌等において確認している。

平成 19 年 6 月 1 日執行の秘湯郡上温泉、奥美濃周遊満喫の旅へのネットワーク委員会からの支出も同様に目的外支出であり返還すべきであるとされた件については、補助金からではなく、ネットワーク委員が拠出し積み立てた会計からの支出であることを確認した。

19 年度の委員会の会議に係る会場利用料 42,000 円については、主に使用する地域集会所である文化会館に対し、会館利用料規定に基づいて支出されていることを、活動実績報告書や領収書で確認した。文化会館運営委員会規定に会館の経費は使用料、連合町会助成金、寄付をもって充てるとあることから、支出は適切であったと考える。領収書が会館運営委員会委員長の連合町会長名でなく地域社

協会長名で発行されていることは誤りであり、両会の会長を兼務する会長本人も認めている。

支払先となる文化会館へは、入金済みと当初聞き取っていたが、関係帳簿等が別担当による調査のため手元になく、記帳確認等ができていなかった。10月9日に、当該地域社協の会長より、入金済みと思い込んでいたが、実際には処理がされておらず、会館運営委員長として自費をもって処理をしたと連絡を受け、10月9日付けで入金されていることを確認した。

当該果物店、当該連合会長経営の設計事務所の領収書が、不適正・不自然で虚偽であるとされていることについては、当該設計事務所において、委員会運営に係る資料等を作成したコピー代やファイル代として支出されていた。当該果物店では注文に応じてお茶の販売もしていることを確認した。

平成19年度地域福祉活動推進事業補助金のうち、地域福祉活動に交付された218,000円について、監査請求において、実績報告書の支出内訳は、光熱費、会館利用料であるが、会館経費は会館会計から支出され、地域団体の事業は出費の必要なく、虚偽報告であるとされているが、光熱費として支出はなく、ふれあい喫茶活動に係る会館利用料として支出され、会館口座に20年4月30日付けで入金されていることを確認した。

以上、上記2事業が活発に実行され、補助金についてもそれぞれの事業目的に沿って執行されていることを確認したが、会計処理については一部不適切な取扱いが見受けられた。

今後、これらを踏まえて、市社協、区社協と処理方法等を協議したうえで、適切な会計処理がされるよう指導するとともに、精算報告のあり方についても検討していきたい。

3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求は、前記のとおり、本件地域補助金等について、本市職員等が申請内容や実績報告等のチェックを怠るなど、注意義務に反した違法不当な公金の支出（精算）があったとしてなされたものと解される。

本市職員等としては、本件地域補助金等の使用等が適正になされていないのはいかど合理的に疑われるべき具体的な事情があった場合には、目的等に従って正しく使用等されているか否かを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があり、これらを欠く場合には、違法不当な公金の支出（精算）となる場合があると言うべきである。

一方、その反面、本市職員等としては、必要書類等が整い、特段外見上疑問をはさ

む余地がないにもかかわらず、すべからく地域団体の会計処理等に踏み込んで調査すべきことは、財務会計上の行為をなすべき際の注意義務の要素として予定されていないと言うほかない。

以下、請求人の主張に沿い、これらの観点から個別に検討する。

(1) 地域振興活動補助金

請求人は、本補助金について、当該連合の決算書の収入欄に記載があるものの支出欄には記載がなく、運動会、敬老会等のイベント経費は、当該連合及び地域社協の費用で賄われ、補助金の使途が不明であるなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局（市民局、住之江区役所）は、当該連合の決算書については、本市が本来的に確認することのないものであって、補助事業の決算書、領収書の写し等で事業内容を審査し補助額を確定してきており（現地確認も行っている）、特に書類等に不審な点もなく、本補助金の使用は適正と判断していた旨説明する。

確かに、当該連合の決算書については、本補助金の申請、精算の際に本市に対して提出が義務づけられていた書類ではなく、公金の支出（精算）の際、本市職員等が、そもそも、当該連合の決算書の内容まで詳細に把握し、本市に提出された書類等との整合性を確認すべき義務があったとまでは言えない。また、実際に提出された書類についていえば、それら自体に整合性がないわけではなく、本補助金の使用等が適正になされていないのではないかと合理的に疑われるべき具体的な事情があったとまでは言えない。

そうすると、本市に提出された書類等と当該連合内での書類等の整合性の担保は、第一義的に当該連合内の問題であって、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

(2) 生涯学習ルーム事業委託料

請求人は、本委託料について、当該連合の決算書の収入欄に記載がなく、生涯学習ルーム委員会としての収支報告もないなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局（教育委員会事務局、住之江区役所）は、本事業の主体である生涯学習ルーム運営委員会は、当該連合とは全く別の任意の組織であり、運営委員会への委託料は、当該連合の決算報告書の補助金収入に計上されるべきものではなく、当該連合役員に対する報告義務を負うものでもない、また、精算に当たっては、各種事業実施報告書、委託経費精算報告書、金銭出納簿・通帳の写しで、事業内容の確認を行った旨説明する。

確かに、本委託料は、当該連合に対する補助金ではなく、受託者（生涯学習ルーム運営委員会）に対して委託業務の対価として一定の金額を支払うことを約したものであって、当該連合に対して交付されたものではないから、本市職員等としては、そもそも、当該連合の決算書を確認すべき義務があったとまでは言えない。また、

請求人がないと主張する生涯学習ルーム委員会としての収支報告は、委託経費精算報告書の提出をもってなされているとみるべきである。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

(3) 小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業委託料

請求人は、本委託料について、当該連合の会長が独占管理しており、関係者も実態を知らない、委託経費精算報告書にある「ふれあいサンデー」はNPO法人の事業であり、領収書の添付もないなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局（教育委員会事務局、住之江区役所）は、会計報告は、会計監査も選出されているはぐくみネット協議会の中で、事業報告とともに実施されており、「ふれあいサンデー」については、NPO法人等との共催事業であった旨説明する。

仮に、請求人の主張するように、当該連合の会長が本委託料を独占管理し、関係者も実態を知らないような事情があるのであれば、事業運営のあり方として問題がないわけではないが、そのことから直ちに本市職員等による公金の支出（精算）の違法不当性が招来されるわけではない。

また、「ふれあいサンデー」事業は、NPO法人との共催事業であって、本委託料からの経費支出がなされること自体は不自然ではなく、本市職員等としては、本委託料の経費支出の範囲を超えてNPO法人の事業内容まで、立ち入って確認すべき義務を負担していたとまでは言えず、確認すべき特段の事情もうかがわれない。

さらに、領収書については、はぐくみネット側で保管することとされており、委託経費精算報告書にもその旨が明記されているのであって、そもそも添付が義務づけられているものではない。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

(4) 老人憩の家運営補助金

請求人は、本補助金について、まずもって、3つの老人憩の家に共通して、当該連合の決算書の収入欄に記載がなく、また、当該連合の会長等の経営する業者へ支出したとする領収書は不適であるなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局（健康福祉局）は、本補助金は、本市から老人憩の家運営委員会に対して交付されるものであり、平成18年度以降、対象経費を明確にするよう指導したことにより、それまでなされていた当該連合の決算書収入欄への記載がなされなくなり、区分経理されているものである、また、事業終了後に、収支報告を明記した実績報告書の提出を受け、補助金額を上回る管理運営経費が支出されていることを確認した旨説明する。

本補助金は、老人憩の家を管理する運営委員会に対して交付されたものであって当該連合に対して交付されたものではないから、当該連合の決算書への記載の有無は、本来的に問題とならず、本市職員等としては、そもそも、当該連合の決算書まで確認すべき義務があったとは言えない。

また、確かに、当該連合の会長等の経営する業者への支払いに本補助金を充当することは、疑惑を招きかねない行為ではあるものの、単に支払い先が当該連合の会長等の経営する業者というだけで直ちに違法となるわけではなく、監査対象局によって支払いの実態と、支払額の相応性が確認されている。

次に、請求人は、当該連合に係る3つの老人憩の家に関して、以下のとおり、それぞれ個別に主張するものと解される。

ア 西部老人憩の家

請求人は、異常に高額な障子代、年度末ぎりぎりの領収書、カラオケ設備は目的外使用であるなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局は、実績報告書に添付されている確認書類の写しで補助対象となる要件を満たしていたので対象経費として認定した、また、老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としており、各地域においてもカラオケ活動等が行われていることから補助金の趣旨に該当する旨説明する。

請求人が、そもそも障子代を異常に高額と主張した根拠は定かではなく、また、単に領収書の日付けが年度末に集中しているからといって、それだけをもって違法とは言えない。さらにカラオケが高齢者の余暇活動に有益であることは明らかであり、他の老人憩の家でも通常見られるものであることからすれば、カラオケ設備自体は本補助金の趣旨からして目的外とは言えない。

イ 東部老人憩の家

請求人は、そもそも光熱費は会館会計からの自動引き落としであって憩の家からの負担はないはずである（平成18年度には負担しているものの、19年度には負担がない）、また、カラオケ設備は目的外使用であるなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局は、光熱水費などの建物管理上当然必要となる経費であっても、他で補助額を上回る経費があったような場合には、実績報告書に記載することを必ずしも求めていなかった、また、老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としており、各地域においてもカラオケ活動等が行われていることから補助金の趣旨に該当する旨説明する。

会館自体の光熱費は会館会計から一括して自動引き落とされるものであったとしても、当該老人憩の家は会館内に設置されているのであるから相応の負担分として光熱費を支払ったからといって直ちに違法とは言えない。

また、カラオケが高齢者の余暇活動に有益であることは明らかであり、他の老人憩の家でも通常見られるものであることからすれば、カラオケ設備自体は本補助金の趣旨からして目的外とは言えない。

ウ 西加賀屋老人憩の家

請求人は、一つの町会が使用するためだけの会館で位置付けが不明であるなどとして補助金の交付に公益性がない旨主張するものと解されるが、監査対象局によれば、当該老人憩の家は、昭和 58 年に承認され、当該連合の一つの町会と別の連合の一つの町会が利用するものであり、本補助金に、公益性を欠く特段の事情は見受けられない。

以上のことからすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

(5) 地域福祉活動推進事業補助金

ア 地域ネットワーク委員会活動

請求人は、本補助金について、同一人物と 8 年も継続して推進員契約を締結しており要綱違反である、旅行経費への目的外使用がある、また、平成 18 年度の例から類推して 19 年度にも負担の必要のない光熱費等の支出がある、当該連合の会長等の経営する業者へ支出したとする領収書は不適であるなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局（健康福祉局）は、要綱に定める推進員設置要件は、契約期間（1 年）を定めたものであって、複数年契約を禁止するためのものである、また、旅行経費とされる支出は、補助金を使用したものではなく、ネットワーク委員が拠出し積み立てた会計からの支出である、光熱水費は、ネットワーク委員会推進員事務室の維持経費として、会館への応分の負担である旨説明する。

要綱で規制するのは、複数年の推進員契約と解すべきであって、再任を妨げる規定はないから、年度ごとに契約を締結している限り、結果として、同一人物と 8 年間連続して契約を締結することになったからといって直ちに要綱違反とは言えない。

旅行経費へ充当した旨の領収書等が精算報告書に添付されていたわけではなく、ネットワーク委員会の運営は、本補助金以外の独自の財源にもよっているものであって、旅行経費は、そこから支弁されていることが監査対象局によって確認されている。

ネットワーク委員会としては、活動の事務所として会館の場所を使用しているものであるから、相応の負担分として光熱費等を支払ったからといって直ちに違法とは言えない。

確かに、当該連合の会長等の経営する業者への支払いに本補助金を充当するこ

とは、疑惑を招きかねない行為ではあるものの、単に支払い先が当該連合の会長等の経営する業者というだけで直ちに違法となるわけではなく、監査対象局によって支払いの実態と、支払額の相応性が確認されている。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

イ 旧小地域ネットワーク活動推進事業

請求人は、本補助金について、イベント等の重複があり本補助金での支弁が確認できない、負担の必要のない光熱費等の支出があるなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局は、それぞれの事業に係る経費は各種団体が負担している、光熱水費としての支出はなく、ふれあい喫茶活動に係る会館使用料として支出されている旨説明する。

重複しているとされるイベント等は、他団体等との共催事業であって、本補助金からの経費支出があること自体は不自然ではなく、監査対象局によって支払いの実態と、支払額の相応性が確認されている。また、本市職員等としては、本補助金の支出の範囲を超えて他団体の事業内容まで、立ち入って確認すべき義務を負担していたとまでは言えないし、確認すべき特段の事情もうかがわれない。

さらに、小地域ネットワーク活動は、活動場所として会館を使用しているのであるから、相応の負担分を支払ったからといって直ちに違法とは言えない。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

4 結 論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとしてなされた本件請求には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、請求人の主張とは異なるものの、監査の過程において、以下のとおり不適正、不適切な事例等が見受けられた。

監査対象局においては、不適正事例については適切に対処されるとともに、改めて審査・チェック体制等を点検し、併せて相手先に対する会計指導を行うこと等により、市民に疑念をもたれないよう努めるべきである。

1 地域振興活動補助金

今回の監査請求を受けて、監査対象局において立入り調査を行い、本市に提出された書類と当該連合内での書類の整合性等について調査確認したところ、本補助金を充

当できない他事業での支払い分までも混在した領収書や、実在しない会社の領収書が証拠書類として提出されるなど、補助金交付先による不適正な行為が判明した（結果的には、これらの領収書分を除いても、別途、本補助金の充当可能な支出が確認されたため、補助金の返還には至らないことが監査対象局により確認されている）。

2 小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業委託料

本委託料での備品購入を禁止指導していたにもかかわらず（文書等にも明示して指導している）、実際には、個別判断対応でパソコン等の購入を認めた事例があるなど、運用面に混乱が見受けられた。教育委員会事務局から区への事務の移管（平成 19 年度から）等による影響とも考えられるが、個別判断を容認するのであれば、その旨を全受託者に周知しておくべきであって、統一した対応をとるべきであったと言える。

3 老人憩の家運営補助金

今回の監査請求を受けて、監査対象局において現地調査を行ったところ、実際には、東部老人憩の家に併設されている地域集会所部分の障子の購入代であるにもかかわらず、西部老人憩の家に係るものとされるなど、補助対象と認定できない事例が判明した（結果的には、これらの領収書分を除いても、別途、本補助金の充当可能な支出が確認されたため、補助金の返還には至らないことが監査対象局により確認されている）。

また、西部及び東部の両老人憩の家では、2 年連続してカラオケ機材の購入がなされているが、一つの老人憩の家に対する単年度の補助金だけでは購入できないような高額のカラオケ機材を、両老人憩の家で共同購入して使用する形となっており、それを 2 年続けることで、結果として両老人憩の家でそれぞれ機材を保有している。

この、いわば共同購入保有方式について監査対象局は、そもそも複数の老人憩の家をもつ地域が少ないこともあって想定外のことであり、禁止する規定や指導等もないので容認したとのことであるが、そもそも単年度の補助金だけでは購入できないような高額な機材を購入することの必要性の有無はさておくとしても、高額商品の複数年にわたる割賦購入を容認するのと何ら変わらない方式を認めることともなり、極めて疑問である。

これらは、実質的にみて両老人憩の家運営委員会の区別がなされておらず、あたかも両老人憩の家間で補助金を融通し合っているかのように見受けられることから、運営面も含めて厳しく指導すべきである。

ところで、各監査対象局は、今回の監査請求を受けて、それぞれ改めて本件地域補助金等について詳細な調査を行い、結果的には補助金等の要返還事例はなかったとの判断に

至っているが、同時に、不適正、不適切な事例も判明したことからすれば、当初の審査・チェック体制等の信頼性が揺らぐ結果ともなった点に心すべきである。

また、不適正な事例が判明しても、別途、そのとおりの内容で精算が行われていれば当然補助対象となるような支出があり、損害論からすれば、その範囲で市に損害が発生しているとは言えないと判断せざるを得ない場合であっても、仮に、不適正行為者への指導等もなされず、本市がいわば不適正事例の損害追完とも見えるような対応だけで終わるのであれば、市民感情からして到底容認できないものであり、モラルハザードの観点からも問題であると思われるので、この際あえて所感を付記する。